

# 西城山小学校いじめ防止基本方針



## <目的>

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校・保護者・地域が一体になって児童を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

## <基本方針>

- 1 いじめは、どの子にもどの学校でも起こりうるものと捉え、「いじめは人間として絶対に許されない。」という意識を学校教育全体を通して指導する。
- 2 いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示す。
- 3 子どもの小さな変化について、見逃さないようにする。
- 4 教職員の何気ない言動によって児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることは絶対にあってはならないことであり、日々の生活を通して児童との信頼関係を築く。

### 【めざす児童像】

よく学び、元気でまわりを守り、思いやりのある子ども

### いじめ対策委員会

※「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

- 構成人員
  - ・校長(委員長)・教頭・教務・生活指導主任・養護教諭
  - ・人権教育担当・学年主任・該当学級担任
- 開催時期
  - ・定例の児童情報交換会・問題発生時

#### 専門家・外部関係者

- ハートセンターへの相談要請
- 必要に応じて臨床心理士やSSWの派遣の要請をする。

#### P T A ・地域組織との連携

- 学級P T A懇談会
- P T A評議員会 理事会
- P T A本部との情報交換
- 子どもを守るネットワークからの情報
- 育成協議会との情報交換
- 社会教育団体からの情報
- 学校評議員からの情報

#### 関係機関との連携

- 長崎市子育て支援課との連絡・相談
- 民生児童委員との連携相談
- 少年補導委員等との情報交換

#### 児童会

- 児童会において、自己指導能力の育成を目指した自主的な取組について示す。
- 縦割り遊びを通して、異学年の交流を深める。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 ※いじめ防止対策推進法

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

# いじめ問題 への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## いじめの防止

- 1 校内指導体制の確立
- 2 心の教育推進と指導力の向上
- 3 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 4 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- 5 子どもの自己肯定感の育成
- 6 子どもの自己指導力の育成
- 7 家庭・地域、関係機関との連携強化
- 8 学校基本方針の周知
- 9 インターネット・SNS等を通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 10 学校基本方針による取組の評価

## いじめの早期発見

- 1 全職員による観察・情報交換(職員連絡会時に随時開催)
- 2 定期的なアンケート調査(月1回)や個人面談の実施
- 3 教育相談の体制
- 4 情報の収集
- 5 相談機関等の周知

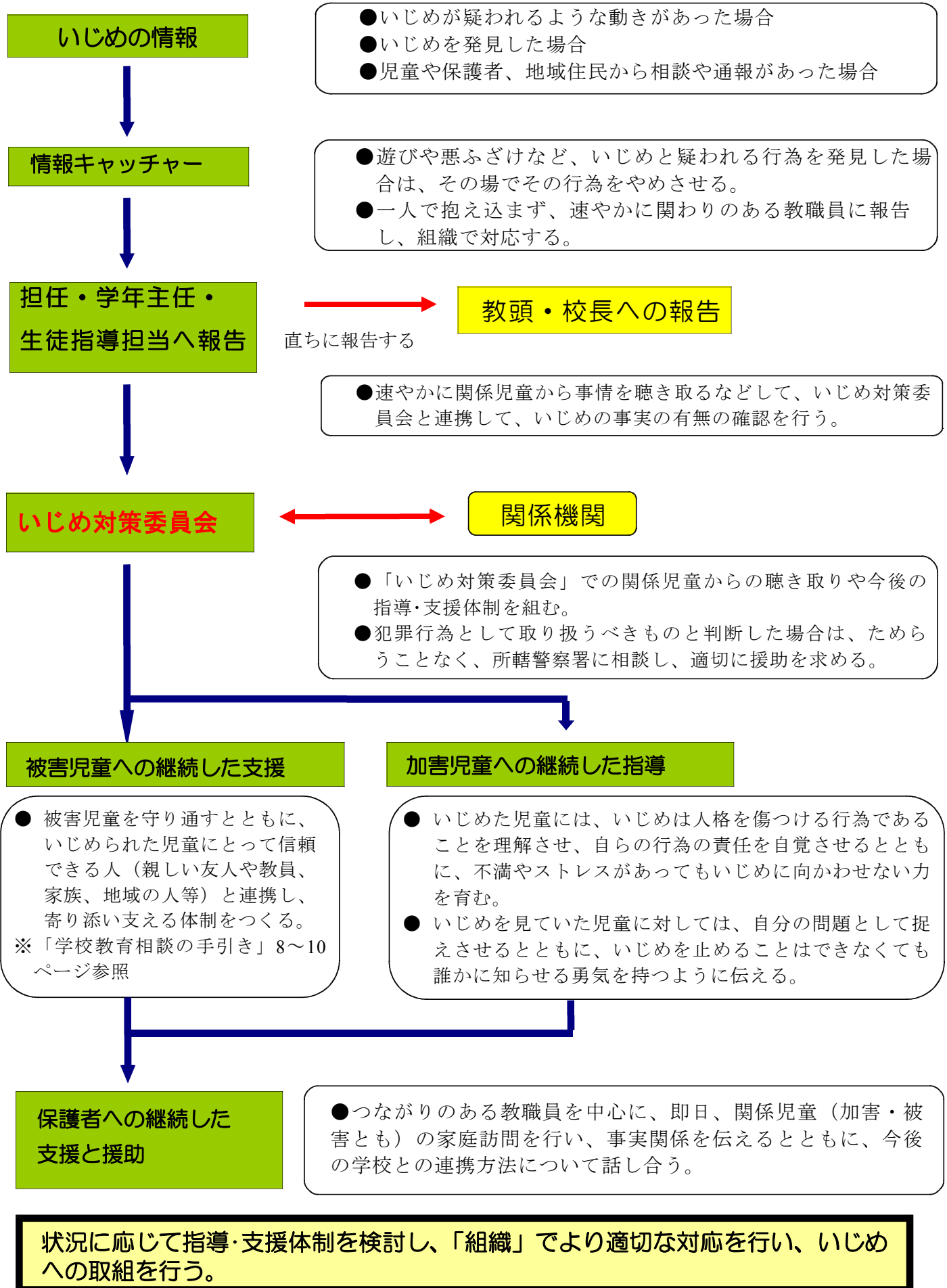
## いじめに対する措置

- 1 事実確認
- 2 組織的な対応
- 3 被害児童及びその保護者への支援
- 4 加害児童への指導又はその保護者への助言
- 5 集団への働きかけ
- 6 ネット上等のいじめの対応

## 重大事態発生時の取組

- 1 重大事態発生  
自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品などに重大な被害を被った場合、相当の期間欠席を余儀なくされている場合など
- 2 重大事態の報告 学校→市教育委員会→市長
- 3 調査の主体  
教育委員会が判断する。  
いじめ対策委員会(学校) いじめ対策プロジェクトチーム(教育委員会)
- 4 調査の実施

# いじめが発生した場合の対応



## いじめのチェックリスト

### 〈いじめられている子どもが発するサイン〉

#### ①からだや体調

- ・衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ・傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ・頭痛、腹痛、吐き気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

#### ②しぐさや態度

- ・どこかおどおどしていて、おびえているように感じられる。
- ・教師と視線を合わせようとしない。

#### ③友達との関係

- ・周りの友達に異常なほど気を遣っているように見える。
- ・人の言いなりになっているように見える。
- ・今までつきあっていたグループから急に離れた。
- ・交友関係が急に変わった。
- ・いやなあだ名で呼ばれている。
- ・特定の子どもの席に座ろうとしない。

#### ④生活面

- ・文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ・黒板、トイレなどに実名で落書きされている。
- ・納入金などを急に滞納しはじめた。

### 〈学校のチェックポイント〉

- ①雰囲気・・・グループしか分からないあだ名で特定の子どものことを話している。
- ②登校時や朝の会・・・早退、遅刻、欠席が目立つ。
- ③授業時間・・・1人で遅れて教室に入ってくることが多い。特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、無視がある。よい発言をしたのに賞賛や評価が得られない。
- ④昼食時・・・給食を残しがちである。給食当番の場合、特定の子どもがさわった食器を触らない。
- ⑤休み時間・・・目の届きにくい場所からよくでてくる。友達とよくふざけあっているが表情が暗い。
- ⑥掃除活動・・・1人でしていることが多い。いつも後片付けをさせられている。
- ⑦放課後・・・友達といるよりも教師と話したがる。

### 〈家庭でのチェックポイント〉

- ①服装・・・ポケットが破れていたり、ボタンが取れたり、服装が何となく乱れている。
- ②持ち物・・・持ち物が頻繁になくなっている。持ち物に落書きされている。
- ③金 銭・・・急に金遣いが荒くなり、お金をねだることが多くなる。金品をたびたび持ち出している。
- ④家庭学習・・・急に学習意欲がなくなる。
- ⑤態度やしぐさ・・・どこことなくおどおどしている。日曜・休日は機嫌がよい。
- ⑥からだや体調・・・体をおどおどしている。みられるのをいやがる。
- ⑦友人関係・・・友達の話をしなくなる。外出しようとする。

年間活動計画（研修計画も含む）

月	活動内容	月	活動内容
4月	○校内委員会	10月	○校内委員会 ○なかよしアンケート
5月	○校内委員会 ○生徒指導連絡会	11月	○にししろっこまつり ○なかよしアンケート
6月	○教育週間 ○なかよしアンケート	12月	○校内委員会 ○なかよしアンケート ○人権集会 ○生徒指導連絡会
7月	○校内委員会 ○なかよしアンケート ○生徒指導連絡会	1月	○校内委員会 ○なかよしアンケート
8月	○平和集会	2月	○校内委員会 ○なかよしアンケート
9月	○校内委員会 ○なかよしアンケート	3月	○校内委員会 ○なかよしアンケート ○児童仮引き継ぎ

主な相談機関の連絡先

親子ホットライン	0120-72-5311	相談時間帯	9:00 ~ 20:50	月～金
こころの電話	095-847-7867	相談時間帯	9:00 ~ 16:30	月～金
子ども・家庭110番	095-844-1117	相談時間帯	9:00 ~ 20:00	毎日
ヤングテレホン	0120-78-6714	相談時間帯	9:00 ~ 17:45	月～金
こどもの人権110番	0120-007-110	相談時間帯	8:30 ~ 17:15	月～金
長崎いのちの電話	095-842-4343	相談時間帯	9:00 ~ 22:00	毎日
長崎県子ども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	相談時間帯(昼間)		月～金
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	相談時間帯(昼間)		月～金
子育て支援相談電話	095-825-5624, 095-822-8573	相談時間帯(昼間)		月～金

